

## <報道発表資料>

.....  
カテゴリー: 県政一般

令和7年6月17日

### 産業廃棄物処理業者の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、有限会社松島組の産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しました。

#### 1 処分対象者

名称：有限会社松島組

代表者：代表取締役 松島 廣

所在地：栃木県小山市城北四丁目26番地24

許可内容：産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）

許可番号：01105109321

#### 2 処分内容

法第14条の3の2第1項第1号の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可取消処分

#### 3 処分年月日

令和7年6月16日

#### 4 処分理由

有限会社松島組は、法第16条の2（焼却禁止）違反により令和6年10月26日に罰金刑が確定した。

このことは、法第14条の3の2第1項第1号に該当する。

※ 産業廃棄物収集運搬業等の許可については、取消しの要件が定められており、その要件の1つに「法の規定に違反して罰金刑が確定した場合、許可を取り消さなければならない」という規定があります。本処分はこの規定に基づき許可を取り消したものです。